

久万高原町養護老人ホームささゆり荘照明 LED 化業務委託仕様書

1 業務名

久万高原町養護老人ホームささゆり荘照明 LED 化業務委託

2 業務目的

本業務は、久万高原町養護老人ホームささゆり荘における既存照明設備について、令和 9 年 12 月末の一般照明用蛍光灯の製造・輸出入禁止への対応、電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減、入所者等の安全性及び快適性の向上を図るため、LED 照明への更新を行うものである。

本業務の実施にあたっては、福祉施設における入所者等の生活環境及び施設運営に配慮し、現地調査、既存照明器具の数量及び設置状況の確認、LED 照明器具の選定、施工計画及び安全管理計画の作成、施設運営に配慮した LED 更新作業、既存器具等の撤去・処分、照度測定、絶縁測定、完成図書作成及び省エネルギー効果の試算を一括して実施することを目的とする。

3 履行場所

久万高原町養護老人ホームささゆり荘

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、本業務に必要なとなる資材の納入状況に応じて変更する場合がある。

5 業務対象範囲

(1) 対象設備

本業務の対象は、別紙 2 「ささゆり荘 LED 化配置図」に示す未 LED 化の照明器具及びその更新に必要な付随設備とする。

対象範囲には、既設照明器具及び安定器の撤去、LED 照明器具及び付属部材の設置、必要な配線・結線、取付部分の軽微な補修並びに撤去物の処分を含むものとする。既に LED 化されている照明器具は、原則として対象外とする。

外灯及び防災用照明設備については、設置環境及び関係法令等を踏まえ、既設設備と同等以上の機能及び安全性を確保すること。

(2) 参考数量

提案及び見積作成の基準となる照明器具の参考数量は、次のとおりとする。

区分	参考数量
玄関・廊下等	30 台
事務室・居室等 (30 室)	115 台
外灯	7 台
食堂内防災用ベースライト	4 台
合計	156 台

上記数量は照明器具の台数であり、蛍光ランプ等の本数ではない。また、町が現時点で把握している情報に基づく参考数量であり、実際の施工数量を保証するものではない。

提案者は、上記参考数量及び配置図を基準として提案及び見積りを行い、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(3) 最終数量等の確定

最終的な施工対象、数量、使用器具及び契約金額は、優先交渉権者による現地確認の結果を踏まえ、契約締結前に町と優先交渉権者が協議のうえ確定する。

参考数量との差異に伴う金額の調整は、企画提案時に提出された積算内訳書の単価を基本とし、契約金額は企画提案時の見積金額及び提案限度額を超えないものとする。

(4) 対象外となるもの

分電盤及び幹線の全面的な更新、建築物の大規模な改修並びに既設設備に起因する漏電、絶縁不良その他の不具合の修繕は、原則として本業務の対象外とする。

現地確認又は施工中に対象外となる工事の必要性が確認された場合は、受託者は速やかに町へ報告し、その取扱いについて協議するものとする。

6 業務内容

(1) 現地調査・数量確認

受託者は、契約締結後速やかに現地調査を実施し、既存照明器具の位置、器具種別、灯数、消費電力、設置状況、分電盤、回路、スイッチ系統、停電範囲、非常灯・誘導灯・浴室・厨房・高天井等の特殊箇所、資材搬入経路、入所者及び職員の動線等を確認すること。

(2) LED 化計画及び施工計画の作成

受託者は、現地調査結果を踏まえ、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書、安全管理計画、停電計画、仮設照明計画、工程表及び施設運営への影響を抑えるための対策を作成し、町の承認を受けること。

(3) LED 照明器具の選定

LED 照明器具は、既存照明環境と同等以上の照度及び安全性を確保し、福祉施設の用途に応じて、まぶしさ、ちらつき、色温度、演色性、夜間動線、転倒防止、浴室等の防湿・防水・防錆性能に配慮したものを選定すること。防災用照明設備については、既存設備と同等以上の機能を確保すること。

(4) LED 更新作業

受託者は、既設照明器具の撤去、LED 照明器具及び付属部材の設置、必要な配線・結線、軽微な補修、既設安定器の撤去又は適切な処理、高天井照明等の落下防止対策、浴室・厨房等の特殊環境への対応を行うこと。

(5) 既存器具等の撤去・処分

撤去した照明器具、蛍光灯、安定器その他発生材は、関係法令に基づき適正に分別、保管、運搬及び処分すること。蛍光灯については破損防止に十分配慮し、必要に応じて産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

(6) 検査・確認

受託者は、点灯確認、外観確認、照度測定、絶縁測定その他必要な確認を行い、結果を町に報告すること。不具合が確認された場合は、受託者の責任において速やかに是正すること。

(7) 完成図書及び効果試算

受託者は、業務完了時に、完成図、使用器具一覧、施工写真、保証書、取扱説明書、照度測定結果、絶縁測定結果、電気使用量削減見込、二酸化炭素排出量削減見込その他町が必要と認める書類を提出すること。

7 施設運営への配慮

本業務は、入所者等が生活する福祉施設において実施するものであることから、受託者は、施設運営への影響を最小限に抑えるため、食事、入浴、就寝、面会、医療・介護サービス等の時間帯に十分配慮すること。

作業にあたっては、入所者動線と作業動線の分離、騒音・粉じん対策、停電時間の最小化、仮設照明の確保、資材及び工具の安全管理、感染症対策、緊急時対応を徹底すること。

8 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、建設業法、電気工事士法、電気用品安全法、消防法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、条例、規則及び基準を遵守すること。なお、本業務には照明器具の設置、撤去、配線・結線等の作業を含むため、建設業法上の建設工事に該当する部分がある場合は、同法に基づき必

要な建設業許可、主任技術者又は監理技術者の配置、下請契約、施工体制その他必要な措置を適切に講じること。

施工に関する事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）を参考とし、適切な品質管理及び安全管理を行うこと。

9 実施体制

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者及び必要な技術者を配置すること。電気工事士法上資格を要する作業は、対象となる電気工作物の種類及び作業内容に応じ、当該作業に必要な資格を有する者に行わせること。

町内事業者の活用が可能な場合は、地域経済への配慮の観点から、可能な範囲で町内事業者の活用に努めること。

10 現地確認

受託者は、提案及び業務実施にあたり、必要に応じて現地確認を行うこと。現地確認の日時、方法、確認範囲等については、町及び施設管理者の指示に従うこと。

11 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する時期までに提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施体制表
- (3) 工程表
- (4) 現地調査結果報告書
- (5) 使用器具提案書
- (6) 施工計画書及び安全管理計画書
- (7) 契約金額内訳書
- (8) 施工写真
- (9) 照度測定結果及び絶縁測定結果（分電盤の回路単位：施工前後）
- (10) 完成図書
- (11) 保証書及び取扱説明書
- (12) 省エネルギー効果及び二酸化炭素排出量削減効果の試算書
- (13) その他町が必要と認める書類

12 保証対応

受託者は、設置した LED 照明器具について、業務完了後 3 年間の保証対応を行うものとする。保証期間内に町の責に帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生した場合は、受託者の負担により、器具の取替、修理又は代替措置を行うこと。ただし、天災、故意又は過失、施設側の使用方法に起因するものはこの限りでない。

1 3 維持管理の取扱い

本業務は、LED 照明器具への更新及び更新に必要な調査、計画、施工調整、確認、完成図書作成等を対象とする。業務完了後の施設の維持管理は町が行うものとする。ただし、受託者は、設置した LED 照明器具について、メーカー保証及び本仕様書に定める保証期間内の不具合対応に協力すること。

1 4 提案内容の反映

プロポーザルにおいて提案された内容は、町が必要と認める範囲で契約内容及び本仕様書に反映するものとする。ただし、提案内容のすべてを契約内容として採用することを保証するものではない。

1 5 個人情報及び施設情報の取扱い

受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報、施設情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

受託者は、施設内の写真、図面、入所者等に関する情報を適切に管理し、本業務の目的以外に使用してはならない。

1 6 疑義の協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、町と受託者が協議のうえ決定するものとする。